

# 重工記念長崎病院における院内感染対策のための指針

## 1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の発生を未然に防ぎ、万一、院内感染が発生した際にはその原因を究明し、速やかにその拡大を阻止して制圧することは、患者さんへ安全で安心な医療を提供する上で重要である。個別および病院内外の感染症情報を広く共有して院内感染の危険および発生に対して迅速に対応することを目指し、院内感染が発生した事例については、速やかに調査、分析、評価を行い、その根本原因を究明し、病院全体で院内感染対策の向上を図っていく。

このため、院内感染防止策の必要性や重要性を全職員が理解して効果的・組織的に院内感染対策に取り組むことが出来るよう本指針を定めるものである。

## 2. 院内感染対策のための委員会等の組織

### 1) 感染対策委員会 (Infection Control Committee : 以下、ICC)

病院長を委員長とし、委員は院内感染管理者、副院長、看護部長、事務部長、医療技術部長、薬剤部長、臨床検査科技師長、中央材料・手術室看護師長、管理栄養士、感染対策室長、感染制御ドクター (Infection Control Doctor: 以下、ICD) 、感染管理認定看護師 (Infection Control Nurse : 以下、ICN) をもって組織する。委員会は原則として毎月1回開催し、院内感染対策の策定と推進を行う。ただし、緊急時など委員長が必要と認めた時は臨時に開催する。

### 2) 院内感染管理者

病院長は感染対策の実務的責任者として院内感染管理者を任命する。院内感染管理者は後述の感染対策チームと連携のもと、院内感染対策として職員の健康管理、教育、感染対策相談（コンサルテーション）、発生動向監視（サーベイランス）、対策実施の適正化（レギュレーション）および介入（インターベーション）などを行う。

### 3) 感染対策チーム (Infection Control Team : 以下、ICT)

ICCの下部組織としてICTを組織し、感染対策の実務を担当する。ICT会議は原則として月1回開催し、感染対策ラウンド、現場への介入、研修会の開催、マニュアルの見直し、医療関連感染サーベイランスの実施・分析、地域医療機関との連携などを行う。

### 4) 抗菌薬適正使用支援チーム (Antimicrobial Stewardship Team : 以下、AST)

ICCの下部組織としてASTを組織し、感染症治療の早期モニタリングと主治医へのフィードバック、微生物検査・臨床検査の利用の適正化、抗菌薬適正使用に関する評価、抗菌薬適正使用の教育と啓発、院内採用抗菌薬の見直し、他の医療機関からの相談応需などを行う。

## 3. 院内感染対策のための職員に対する研修

1) 全職員を対象とした院内感染対策に係る教育、研修を年2回開催する。また、ICCは研修の開催結果と参加実績を記録して保管する。

2) 新規採用者、中途採用者において必要な教育を実施する。

3) 必要な場合に、部署単位、職種別に研修会を開催する。

4) このほか、病院職員外の委託職員等にも必要時教育を実施する。

5) 院外の感染対策を目的とした各種学会、研修会、講演会の開催情報を広く告知し、参加希望者の参加を支援する。

## 4. 感染症発生状況の報告

当院の細菌検査結果から微生物の検出状況、薬剤感受性や抗菌薬使用状況等を院内感染対策委員会で周知する。また、臨床検査科は、「感染情報レポート」を週1回作成して看護師長及

びICTに報告するほか、全職員へ周知する。

## 5. 院内感染発生時の対応

臨床検査科から注意すべき感染症の発生報告があった場合は、主治医、病棟看護師長およびICT（ICDもしくはICN）へ報告する。ICTは発生状況の把握に努め、感染対策の立案と実施介入を行う。重大な院内感染等の発生時は、直ちに病院長へ報告し、臨時のICCを召集して速やかに発生の原因を究明して感染経路の遮断、拡大の防止に努め、全職員への周知を図る。

## 6. 当該指針の閲覧

本指針は、患者さん及びご家族から閲覧の求めがあった時には、これに応じるものとする。

また、院内掲示を行い、ホームページ上でも公開する。

## 7. 病院における院内感染対策の推進

院内感染対策の推進のため、「院内感染対策マニュアル」を整備して全職員への周知徹底を図る。また、マニュアルの定期的な見直しを行う。

## 8. 新興感染症に関する対応

新興感染症発生時等に、長崎県等の要請を受けて感染症患者を受け入れる体制を有し、そのことを自治体のホームページに公開する。

## 9. その他

長崎感染制御ネットワークに参加し、地域の医療機関と連携を図る。また、長崎県内の感染対策に係る加算を取得する地域の医療機関と連携を図る。

平年24年3月28日作成、令和4年4月1日改正